

○滝川市の規則の準用に関する規則

制 定	昭和61年 3 月 31 日	規則第14号
改 正	平成 3 年 3 月 28 日	規則第 5 号
	平成14年 3 月 25 日	規則第 2 号
	平成21年 4 月 17 日	規則第 3 号
	平成21年 6 月 26 日	規則第 4 号
	平成27年 6 月 5 日	規則第 2 号
	令和 2 年 3 月 31 日	規則第 2 号
	令和 5 年 3 月 31 日	規則第 1 号
	令和 7 年 3 月 31 日	規則第 1 号

(趣旨)

第1条 石狩川流域下水道組合の運営に関し必要な規則は、特別の定めあるものを除くほか、滝川市規則を準用する。

(準用規定)

第2条 準用する滝川市規則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市会計管理者の補助組織の設置及び事務分掌等に関する規則（平成3年滝川市規則第8号）
- (2) 滝川市情報公開条例施行規則（平成9年滝川市規則第51号）
- (3) 滝川市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年滝川市規則第20号）
- (4) 職員の分限及び懲戒に関する条例施行規則（昭和51年滝川市規則第44号）
- (5) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成13年滝川市規則第7号）
- (6) 滝川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年滝川市規則第17号）
- (7) 職員の育児休業等に関する規則（平成4年滝川市規則第11号）
- (8) 滝川市職員表彰規則（昭和46年滝川市規則第4号）
- (9) 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和46年滝川市規則第20号。第24条の規定を除く。）
- (10) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年滝川市規則第16号）

(11) 職員等の旅費に関する条例施行規則（平成11年滝川市規則第8号）

(12) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和48年滝川市規則第47号）

(13) 滝川市財務規則（昭和55年滝川市規則第34号）

2 前項の規定により滝川市規則を準用する場合において、同項各号に掲げる滝川市規則のそれぞれの規定中「滝川市」とあるのは「石狩川流域下水道組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「本市」とあるのは「当組合」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、別に定める。

(施行細目)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

2 平成21年4月から平成24年3月までに石狩川流域下水道組合を構成する市町から派遣された職員以外の職員に対して支給する給与について、第2条第4号の規定を適用する場合における一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和46年滝川市規則第20号。以下「規則」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

規則附則第6項	6. 1 1 %	8. 4 5 %
	5. 1 7 %	7. 1 5 %

	4. 23%	5. 85%
	3. 29%	4. 55%

- 3 平成21年4月から平成24年3月までに石狩川流域下水道組合を構成する市町から派遣された職員以外の職員に対して支給する給与について、第2条第4号の規定を適用する場合における規則の適用については、規則附則第7項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の5及び別表第9の規定の適用については、同条第1項中「別表第9の職員欄に掲げる職員（行政職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「別表第9医療職給料表（1）の項の職員欄に掲げる職員」と、同条第2項中「別表第9」とあるのは「別表第9医療職給料表（1）の項」と、「同項」とあるのは「同条第4項」と、「同表」とあるのは「同表医療職給料表（1）の項」と	別表第9の規定の適用については
100分の8	100分の4
100分の6	100分の3
100分の3	100分の1.5

附 則（平成3年3月28日規則第5号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）職員の分限及び懲戒に関する条例施行規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第6号）

（2）職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年石狩川流域下水道組合規則第7号）

（3）職員の勤務条件に関する条例施行規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第8号）

（4）職員の育児休業等に関する規則（平成4年石狩川流域下水道組合規則第1号）

（5）一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第10号）

（6）職員等の旅費に関する条例施行規則（平成11年石狩川流域下水道組合規則第2号）

（7）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第12号）

附 則（平成21年4月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成27年6月5日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（規則の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）職員の身元保証に関する規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第4号）

（2）臨時的任用職員取扱規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第5号）

附 則（令和2年3月31日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。